



全柔連発第 30-0204 号

平成 30 年 5 月 23 日

都道府県柔道連盟(協会)

会 長・理事長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟

事務局長 中 里 壮 也

**「65 歳を超えた審判員」の公認審判員賠償責任保険
平成 30 年度における加入について(依頼)**

「全柔連公認審判員賠償責任保険」については、平成 20 年度から「65 歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について」を設けて保険加入を認めています。

つきましては、平成 30 年度における当該保険に加入を希望される方々の申込み手続きをされるようお願い申し上げます。

記

1 全柔連公認審判員賠償責任保険

「全柔連公認審判員賠償責任保険」は、全柔連の公認審判員（S、A、B、Cの各ライセンス）が行う審判行為に起因して、審判員が法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に保険金が支払われる保険です。

2 65 歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について

「65 歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について」参照

3 保険加入手続き

加入手続きは、「**保険加入申込書**」により**都道府県柔道連盟（協会）**が一括して行ってください。加入申込みは**6 月 29 日（金）**までをお願いします。一人 210 円×加入者数を指定金融機関に振込みしてください。平成 29 年度の加入実績は、14 都県 160 名でした。

4 問い合わせ

問い合わせは、全柔連事務局・倫理推進室・小森（Tel.03-3818-4199）までお願いします。